

熊本県警察通信指令に関する訓令

平成23年1月26日

熊本県警察本部訓令第1号

【概要】

本訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）第8条第2項の規定に基づき、警察通信指令に関し必要な事項を定め、事件、事故、災害その他の警察事象の認知時における迅速かつ的確な初動警察活動を行うことを目的とするものである。

その内容は、

初動警察活動上の留意事項

通信指令を担う人材の育成等

他機関との連携

等である。